

新型コロナウイルス感染症の影響により家賃の支払いが困難な方へ

## 住居確保給付金

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、休業等に伴う収入減少により離職や廃業に至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方に対して賃貸住宅の家賃補助を受けられる場合がありますので、下記問い合わせ先までご相談ください。
  - 対象となる場合は、賃貸住宅の賃貸人または不動産媒介事業者へ代理納付することになります。
  - 支給期間は原則 3 か月
- ※求職活動等を誠実にしている場合は 3 か月延長可能（最長 9 か月まで）

### 対象となる方

離職・廃業した日から 2 年以内、または給与等を得る機会が当該個人の都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方。

#### 【問合せ先】

宮城県南部自立相談支援センター仙南事務所（一般社団法人パーソナルサポートセンター）

電話：0224-51-8401 住所：大河原町大谷町向 126-4 オーガ 2 階